

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

- 協同組合等検査規則の一部を改正する規則 (農林水産経営支援課) 一
- 特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課) 一
- 県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課) 二
- 公示送達 (同) 二
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 二
- 知事指定薬物の指定 (薬務課) 三
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 三
- 保安林の指定の予定(二件) (森林整備課) 三
- 海岸保全区域の指定 (水産業基盤整備課) 四
- 道路の区域変更(四件) (道路課) 四
- 道路の供用開始(五件) (同) 六
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(五件) (同) 七
- 市街地再開発組合の事業計画変更の認可 (同) 八
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (同) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (環境対策課) 八
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 九

企 業 局

ページ

規 則

- 企業局組織規程の一部を改正する管理規程 九
- 選挙管理委員会
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 一〇
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 一〇

正 誤

○宮城県公報第二七三六号(平成二十八年二月二十六日付け)中 一一

協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

協同組合等検査規則の一部を改正する規則

協同組合等検査規則(平成十六年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、農業協同組合中央会」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第九条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会については、改正前の協同組合等検査規則の規定は、同法附則第十条に規定する時までの間は、なおその効力を有する。

特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成七年宮城県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。
様式第二十号の五中「50日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則（平成九年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三十三号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
						株式会社愛心アルファライフ	名取市小山一丁目二番三号	平成二十七年六月一日
						公益財団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号	平成二十七年十二月十四日
新	旧	新	旧	新	旧	有限会社つきだて	栗原市築館字萩沢東七十七番十二	平成二十五年十一月一日
						株式会社つきだて介護ヘルパー紹介所	栗原市築館伊豆三丁目三十一番五十九	
							栗原市築館字萩沢東七十七番十二	
							大崎市三本木字善並田百五十六番地	
							大崎市三本木字大豆坂二十四番地三	
							名取市小山一丁目二番三号	
							名取市美田園六丁目一番地二	

○宮城県告示第二百九号

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十二条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

旧 仙台市泉区南光台七丁目三十二番三十五 レオパレス光一〇二

現 所在不明

審査請求人 小野寺 峰子

二 公示事項

審査請求人が平成二十七年九月六日付けで提起した生活保護開始決定処分に係る審査請求について、平成二十八年二月十二日に裁決をした。裁決書の謄本は、当庁において保管し、いつでもその送達を受けるべき者にこれを交付するから、審査請求人は当庁に連絡の上、受領してください。

○宮城県告示第二百十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
南三陸病院	南三陸町志津川字沼田十四 一三	平成二十八年三月一 十八日	平成三十一年二月二 十八日

○宮城県告示第二百一十一号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

- 1 化学名 ニー〔ビス（四―フルオロフェニル）メチル〕スルフィニル―アセトアミド及びその塩類（通称名：Bisfluoromodafinil）
- 2 化学名 ニー（四―フルオロフェニル）―三―メチルモルフォリン及びその塩類（通称名：4―FPM）
- 3 学名 Mitragyna speciosa及びその近縁植物（ただし、Mitragynine又は七a―Hydroxy―7―Hmitragynineを含有するものに限る。）（通称名：Kratom）
- 4 化学名 (E)―メチル―二―〔二S・三S・十二bS〕―三―エチル―八―メトキシ―二・三・四・六・七・十二―オクタヒドロインドロ〔二・三a〕キノリジン―ニール―三―メトキシアクリラート及びその塩類（通称名：Mitragynine）
- 5 化学名 (E)―メチル―二―〔二S・三S・七aS・十二bS〕―三―エチル―七a―ヒドロキシ―八―メトキシ―二・三・四・六・七・七a・十二b―オクタヒドロインドロ〔二・三a〕キノリジン―ニール―三―メトキシアクリラート及びその塩類（通称名：7a―Hydroxy―7―Hmitragynine）
- 6 N―（二―フェニルプロパン―ニール）―（テトラヒドロ―二H―ピラン―四―ニール）メチル―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類（通称名：CUMYLTH PINACA）

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

平成二十八年三月十二日

○宮城県告示第二百一十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二百七十	乾のり・焼きのり	株式会社渡辺海苔店 代表取締役社長 渡邊与志政	株式会社渡辺海苔店	本吉郡南三陸町志津川磯の沢 百四十四―六十
百七十	蒸し・ゆで魚介藻類	合同会社猪又屋 代表取締役 猪又一成	合同会社猪又屋	石巻市長浜町十四―十二
二百七	農産物漬物	株式会社木村農園 代表取締役 木村貴信	株式会社木村農園	東松島市矢本字上館下六十九番地
二百四十六	農産物漬物	株式会社木村農園 代表取締役 木村貴信	株式会社木村農園	東松島市矢本字上館下六十九番地
二百四十七	農産物漬物	豊屋食品工業株式会社 代表取締役社長 奥津弘	豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田町大字下名生字八 劍二十

二 認証年月日

平成二十八年三月四日

○宮城県告示第二百一十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年三月十一日

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十一日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四六号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
気仙沼市本吉町津谷核子一五八番九地先から 同市本吉町津谷核子二四八番二地先まで		前 A	後 B	一九・〇 二九・〇	一〇五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後 B	前 A	二六・〇 三五・〇	六〇・〇	
				二六・〇 五一・〇	六〇・〇	

○宮城県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小牛田松島線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市古川下中目字新小路浦六番地先から		前	六・五 三〇・五	一、五〇五・三

同市松山下伊場野字葉師三七九番二地先まで	後	一三・三 五二・六	一、八三八・五
----------------------	---	--------------	---------

○宮城県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 涌谷三本木線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市古川下中目字新小路浦三二番四地先から 同市松山下伊場野字松木二六番三二地先まで		前	後	六・五 三〇・五	一、三二〇・四
				一〇・一 五二・六	一、六四一・五

○宮城県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利府松山線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		前		

○宮城県告示第二百二十五号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地地区画整理事業

2 名称 石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百二十六号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 六・五・三百一号 女川運動公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百二十七号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道

2 名称 女川町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百二十八号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域

2 名称 女川被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百二十九号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地地区画整理事業

2 名称 女川町被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百三十号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・九号羽黒下広小路線
縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百三十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

海岸通一番二番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年五月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

塩竈市海岸通一番の一部、三番三、八番一の一部、十番一の一部、十七番、二十六番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十九番一、三十九番二、四十番一、四十一番、四十二番、四十三番一、四十三番二、四十五番一、四十六番一、四十七番一、四十八番一、四十九番一、四十九番二、五十番一、五十一番一、五十二番一、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、八十二番、八十三番、八十四番、八十五番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番一、九十七番二、百番、百一番、百二番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十七番、百二十八番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、百三十九番、百四十番、百四十一番、百四十二番、百四十三番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百五十四番、百五十五番、百五十八番一の一部、二百番一の一部、二百番十一の一部、二百七十九番の一部及び三・三・百三十二号一國幹線の一部

四 事務所の所在地

塩竈市海岸通二番十一

五 設立認可の年月日

平成二十七年五月十九日

六 変更の内容

1 事業施行期間

事業施行期間の終期を平成三十年十二月三十一日に変更する。

2 施行地区

施行地区から三番三、八番一の一部、十番一の一部、十七番、八十三番、八十四番、八十五番、九十七番一、百番、百四十番、百四十一番、百四十三番、二百番十一の一部及び二百七十九番の一部を除く。

変更認可の年月日

平成二十八年三月三日

○宮城県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地事業

2 名称

三号 千年希望の丘相野釜緑地

三 事業施行期間

「平成二十五年十一月五日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十五年十一月五日から平成二十九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十八年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年三月三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号

五 落札金額 三千四百八十八万四千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年二月五日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市閑上三丁目八十七番一の一部、八十七番

二の一部、八十七番三の一部、八十八番二、八十九番、八十九番一、八十九番二、八十九番三、九十番一、九十番二、九十番三、九十番四、九十一番、九十二番一、九十二番二、九十三番一、九十三番二、九十四番一、九十四番二、九十五番一、九十五番二、九十五番三、九十六番一の一部、九十六番二の一部、同閑上四丁目八十八番の一部、百七十七番一、百七十七番二、百七十七番三、百七十八番一、百七十九番一、百七十九番二、百八十番一、百八十番二、百八十二番、百八十三番、百八十四番一、百八十四番二、百八十四番三、百八十四番四、百八十五番一、百八十五番二、百八十六番、百八十六番一、三百九十七番十二の一部、

三百九十七番十三、三百九十七番十四、三百九十七番十五、三百九十七番十六、三百九十七番十七、三百九十七番十八、三百九十七番十九、三百九十七番二十、三百九十七番二十一、三百九十七番二十二、三百九十七番二十七、三百九十七番二十九、三百九十七番三十、三百九十七番三十五、三百九十七番三十八、三百九十七番三十九、三百九十七番四十二、四百八十番一の一部、四百八十番八十六、四百八十番八十七、四百八十番八十八、四百八十番八十九、四百八十番九十、四百八十番九十一、四百八十番九十二、四百八十番九十三、四百八十番九十四、四百八十番九十五、四百八十番九十六、四百八十番九十八、四百八十番九十九、四百八十番百、四百八十番百一、四百八十番百二、四百八十番百三、四百八十番百四、四百八十番百五、四百八十番百六、四百八十番百七、四百八十番百八、四百八十番百九、四百八十番百十、四百八十番百十一、四百八十番百十二、四百八十番百十三、四百八十番百十四、四百八十番百十五、四百八十番百十六、四百八十番百十七、四百八十番百十八、四百八十番百二十九の一部、四百八十番百八十五の一部、四百八十番百八十七、四百八十番百八十八、四百八十番百九十五、四百八十番百九十六、百八十六番地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市

企業局

○宮城県企業局管理規程第一号

企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

三百九十七番十三、三百九十七番十四、三百九十七番十五、三百九十七番十六、三百九十七番十七、三百九十七番十八、三百九十七番十九、三百九十七番二十、三百九十七番二十一、三百九十七番二十二、三百九十七番二十七、三百九十七番二十九、三百九十七番三十、三百九十七番三十五、三百九十七番三十八、三百九十七番三十九、三百九十七番四十二、四百八十番一の一部、四百八十番八十六、四百八十番八十七、四百八十番八十八、四百八十番八十九、四百八十番九十、四百八十番九十一、四百八十番九十二、四百八十番九十三、四百八十番九十四、四百八十番九十五、四百八十番九十六、四百八十番九十八、四百八十番九十九、四百八十番百、四百八十番百一、四百八十番百二、四百八十番百三、四百八十番百四、四百八十番百五、四百八十番百六、四百八十番百七、四百八十番百八、四百八十番百九、四百八十番百十、四百八十番百十一、四百八十番百十二、四百八十番百十三、四百八十番百十四、四百八十番百十五、四百八十番百十六、四百八十番百十七、四百八十番百十八、四百八十番百二十九の一部、四百八十番百八十五の一部、四百八十番百八十七、四百八十番百八十八、四百八十番百九十五、四百八十番百九十六、百八十六番地先の道の一部

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章
 企業局組織規程の一部を改正する管理規程
 企業局組織規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
 第十一条第三項中

職	職
技 監	上司の命を受け、専門的技術に係る特定重要事項を掌理する。

を

職	職	務
理 事	上司の命を受け、局事業の特定重要事項を掌理する。	
技 監	上司の命を受け、専門的技術に係る特定重要事項を掌理する。	

に改める。

附 則
 この管理規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十九号

平成二十八年三月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年三月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三三八、一〇四
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三三八、一四七

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

- 青 葉 選 挙 区 七九、七四七 岩 沼 選 挙 区 一一、八五一
- 宮 城 野 選 挙 区 五一、〇六一 登 米 選 挙 区 二二、九九三
- 若 林 選 挙 区 三六、一一三 栗 原 選 挙 区 二〇、二六〇
- 太 白 選 挙 区 六一、五八四 東 松 島 選 挙 区 一〇、八九〇
- 泉 選 挙 区 五八、六九一 大 崎 選 挙 区 三六、六四九
- 石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区 四三、一七五 柴 田 選 挙 区 二二、七九五
- 塩 釜 選 挙 区 一五、五七五 亘 理 選 挙 区 一三、〇〇九
- 気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区 二二、七四三 宮 城 選 挙 区 一三、八六四
- 白 石 ・ 刈 田 選 挙 区 一三、九五二 黒 川 選 挙 区 二四、五六〇
- 名 取 選 挙 区 二〇、二七九 加 美 選 挙 区 八、八五九
- 角 田 ・ 伊 具 選 挙 区 一一、五九二 遠 田 選 挙 区 一一、八二九
- 多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区 二一、九九三

○宮選管告示第三十号

平成二十八年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十八年三月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三八、一四七

正 誤

○宮城県公報第二七三六号(平成二十八年二月二十六日付け)中

ページ
一四
上 段
一 行
訓令
正
規則
誤